

道路占用料徴収条例「別表第 2 条関係」(新旧対照表)

	占用物件	単位	新料金	旧料金
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	<u>430 円</u>	<u>560 円</u>
	第 2 種電柱		<u>660 円</u>	<u>860 円</u>
	第 3 種電柱		<u>900 円</u>	<u>1,200 円</u>
	第 1 種電話柱		<u>390 円</u>	<u>500 円</u>
	第 2 種電話柱		<u>620 円</u>	<u>800 円</u>
	第 3 種電話柱		<u>850 円</u>	<u>1,100 円</u>
	その他の柱類		<u>39 円</u>	<u>50 円</u>
	共架電線その地上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>4 円</u>	<u>5 円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>2 円</u>	<u>3 円</u>
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	<u>380 円</u>	<u>490 円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>230 円</u>	<u>300 円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び講公衆電話所	1 個につき 1 年	<u>770 円</u>	<u>1,000 円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>320 円</u>	<u>420 円</u>
	広告塔	表示面積につき 1 平方メートルにつき 1 年	<u>1,900 円</u>	<u>2,000 円</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>770 円</u>	<u>1,000 円</u>
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	<u>16 円</u>	<u>21 円</u>
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		<u>23 円</u>	<u>30 円</u>

	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			<u>35 円</u>	<u>45 円</u>
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの			<u>46 円</u>	<u>60 円</u>
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの			<u>70 円</u>	<u>90 円</u>
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			<u>93 円</u>	<u>120 円</u>
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			<u>160 円</u>	<u>210 円</u>
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			<u>230 円</u>	<u>300 円</u>
	外径が 1 メートル以上の もの			<u>460 円</u>	<u>600 円</u>
法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げ る施設		占用面積 1 平 方メートルに つき 1 年		<u>770 円</u>	<u>1,000 円</u>
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に 掲げる施設	地下街及 び地下室	階数が 1 のも の		A に 0.004 を 乗じて得た額	
		階数が 2 のも の		A に 0.007 を 乗じて得た額	
		階数が 3 以上 のもの		A に 0.008 を 乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>930 円</u>	<u>1,000 円</u>
	地下に設ける通路			<u>560 円</u>	<u>610 円</u>
	その他のもの			<u>770 円</u>	<u>1,000 円</u>
法第 3 2 条第 1 項第 6 号に 掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平 方メートルに つき 1 日	<u>19 円</u>	<u>20 円</u>
	その他のもの		占用面積 1 平 方メートルに つき 1 月	<u>190 円</u>	<u>200 円</u>
政令 第 7 条第 1 号に掲げる 物件	看板(アー チである ものを除	一時的に設け るもの	表示面積 1 平 方メートルに つき 1 月	<u>190 円</u>	<u>200 円</u>

	く。)	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,900 円	2,000 円	
	標識		1 本につき 1 年	620 円	800 円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	19 円	20 円	
		その他のもの	1 本につき 1 月	190 円	200 円	
	幕（政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	19 円	20 円	
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	190 円	200 円	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900 円	2,000 円	
		その他のもの		930 円	1,000 円	
	政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	770 円	1,000 円
	政令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0.028 を乗じて得た額	
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	190 円	200 円	
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				77 円	100 円	
削除			削除			
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			A に 0.02 を乗じて得た額		
	その他のもの			A に 0.028 を乗じて得た額		

<u>政令第7条第9号に掲げる施設</u>	<u>建築物</u>	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	
	<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.011を乗じて得た額</u>	
<u>政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場</u>	<u>建築物</u>	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	
	<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.011を乗じて得た額</u>	
<u>政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物</u>	<u>トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの</u>	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	
	<u>上空に設けるもの</u>	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	
	<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.028を乗じて得た額</u>	
<u>政令第7条第12号に掲げる器具</u>		<u>Aに0.028を乗じて得た額</u>	
<u>政令第7条第13号に掲げる施設</u>	<u>トンネルの上又は自動車専用道路(高架なものに限る。)の路面下に設けるもの</u>	<u>Aに0.016を乗じて得た額</u>	
	<u>上空に設けるもの</u>	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	
	<u>その他のもの</u>	<u>Aに0.028を乗じて得た額</u>	